

高齢者生活アンケート・介護保険利用状況実態調査等各種調査

～第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて～

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（国の調査項目）

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定するための調査

- (1) 調査対象者：要介護認定を受けていない高齢者（一般高齢者、総合事業対象者、要支援認定者）のうち、令和8年5月1日現在で65歳、70歳、76歳、81歳、83歳、85歳、87歳及び89歳の方並びに90歳以上の方
- (2) 調査方法：郵送による調査（回答は郵送又はWEB）

2 在宅介護実態調査（国の調査項目）

要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスのあり方を検討するための調査

- (1) 調査対象：在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のうち、5月から9月までの間に介護認定の更新申請又は区分変更申請に伴う認定調査を受ける方
- (2) 調査方法：認定調査員による聞き取り調査

3 介護人材実態調査

地域内の介護人材の実態を把握することで、人材の確保・定着・育成に必要な取組み等を検討するための調査

- (1) 調査対象：町内の介護サービス事業所
- (2) 調査方法：郵送による調査（回答はWEB）

4 介護サービス参入意向調査

令和9年度から令和11年度の3年間を計画期間とする第10期介護保険事業計画を策定するにあたり、事業者の介護サービス参入状況を見込むための調査を行う。

- (1) 調査対象、調査方法など

町内の全ての介護事業所に対しては文書で送付。町外施設などその他は広報紙、HP等に記事を掲載する。

【参考/介護保険法第117条第5項】

市町村は、第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。